

○渡島廃棄物処理広域連合職員の私有車の公務使用に関する規程

(平成12年10月24日訓令第2号)

改正 (平成18年2月1日訓令第2号)

(目的)

第1条 この訓令は、渡島廃棄物処理広域連合の職員が私有車を公務の遂行のために使用することについて必要な事項を定めることにより、公務能率の向上及び交通事故の防止を図ることを目的とする。

(北斗市規程の準用)

第2条 この訓令の施行については、北斗市職員の私有車の公務使用に関する規定(平成18年北斗市訓令第8号)の関係規定を準用する。この場合において、当該規程中「市」とあるのは「広域連合」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年2月1日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。